

2002年1月31日

麹町税政連だより

(20)

発行人 麹町税理士政治連盟
会長 勝村永司
幹事長 太田伸弥
広報委員長 大橋正一朗

新年のあいさつ

新年おめでとうございます。皆様は新世紀の幕開けを穏やかで希望に満ちた感慨で迎えられた事とお喜び申し上げます。

旧年は麹町税政連に心からのご協力・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新年度、平成14年は4月1日より税理士法人制度を含む改正税理士法が施行されます。調査によりますと税理士の22%が税理士法人を設立を予定しており、監査法人等による大規模な税理士法人が設立されるかどうかについては、80%が設立されると考えています。あなたはどうしますか？

私たち税政連は、全国、地域、単位税政連とその活動組織をお互いに助け合って、各々の思想に関係なく誰のためでもなく税理士のために働く政治団体なのです。

税政連は、税理士会で議論され決定された事項のうち国、地方の議会で法律等に成文化しなければならない事項を与野党の政策担当者や議員の先生方に対し説明し、要望として提案をし続けております。何卒、税政連にご協力を願い申し上げます。

皆様のご多幸とご発展をお祈り申し上げます。

商法改正で要望が実現へ

「現物出資等で評価証明を行うことができる者」に「税理士」等を追加
(商法条文に税理士等の名称を入れることに前進)

税理士政治連盟は税理士のために税理士会においては行うことができない政治活動を行う目的としておりますが、今回その成果一つが実現されようとしています。

通常国会に提出が予定されている「商法等の一部を改正する法律案」に関し、東京税理士政治連盟は、「商法等の一部を改正する法律案に関する緊急要望書—財産価格の証明制度および会計監査人による監査についてー」を作成し、平成13年11月27日および29日の朝飯懇談会を始め、関係国会議員との個別懇談や緊急国会陳情等の活動を通じて、関係方面への積極的な働きかけを行ってまいりました。

その結果「現物出資等の場合における目的物たる財産の価格の証明制度において、評価証明を行う専門資格者として税理士を加えるべきである」旨の要望について、平成14年1月8日に開催された「税理士制度改革推進議員連盟」商法改正に関するワーキンググループ総会で「次期通

常国会に予定される商法改正において「現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明について、税理士及び税理士法人をその証明を行うことができる者」とすることを決議する。」と要望の趣旨に沿った決議が行われました。さらに平成14年1月16日の法制審議会会社法部会において「証明を行うことができる者」に「税理士」及び「税理士法人」を加えた要綱案が決定されました。

これにより商法改正について税理士政治連盟の緊急要望の実現に向けて大きく前進することとなりましたが法制審議会の正式決定は平成14年2月の総会で行われることとなります。引き続き改正法律案の閣議決定及び通常国会での審議に向けて要望実現のための働きかけを行っていきます。

税理士会と税理士政治連盟とは車輪の両輪と表現されておりますが、今後議員立法が増加していくことが予想されるなか「税理士」のための政治活動はますます重要になっていくものと思われます。税理士政治連盟の活動なお一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

会議、会合報告

H13.9.4 東税政（東京税政連） 社会文化会館

第一フロア内単位税政連主催による改正税理士法合同研修会を社会文化会館にて開催した。

H13.8.27 東税政

「単位税政連会長・幹事長会議」に勝村会長・太田幹事長が出席した。

H13.8.27 東税政

税理士会館

「東京税政連の総務会」に大萱生総務委員が出席した。

H13.8.17 越町税政連 広報委員会 支部会館

広報委員会開催勝村会長・太田幹事長・大橋委員長出席により今年度の税政連だよりを年3回発行することを決定した。

H13.9.18 東税政

東税政研修会（2002年「商法改正」の動向を探る）が自民党太田誠一代議士を講師に招き開催された。

H13.9.18 東税政

東税政定期大会及び懇親会が税理士会館にて開催された。

H13.10.22 東税政

東税政拡大単位税政連会長・幹事長会議に勝村会長・太田幹事長・竹田財務委員長・紙谷国体委員長・佐藤政策委員長が出席した。

H13.10.1 越町税政連

奥田久仁夫を川崎市長にする税理士後援会拡大幹事会開催越町税政連からは10名出席した。

H13.10.7 越町税政連

奥田久仁夫川崎市長候補に越町税政連の推薦状と陣中見舞いを届けた。

H13.10.7 越町税政連

奥田久仁夫川崎市長選出陣式に越町税政連から10名出席した。

H13.10.10 越町税政連

10月10日より10月18日までの間奥田久仁夫川崎市長選電話等応援に越町税政連から延べ16名出席した。

- H13.10.20 韶町税政連 奥田久仁夫川崎市長選大演説会に韶町税政連からは11名出席した。
- H13.10.21 韶町税政連 奥田久仁夫川崎市長選開票結果32365票で第4位であった。
- H13.11.9 韶町税政連 組織委員会 第1会組織委員会を持回りにて開催、韶町税政連規約改正について審議の結果原案通り全員賛成にて可決した。
- H13.11.14 韶町税政連 赤坂アリスホール 内田茂都議会議員の東京の明日を考える会に太田幹事長が出席した。
- H13.11.27 東税政 自民党本部 自民党朝飯懇談会に太田幹事長が出席した。
- H13.11.29 東税政 民主党朝飯懇談会に勝村会長が出席した。
- H13.11.22 韶町税政連 幹事会 持回り幹事会において韶町税政連規約改正が審議され原案どおり可決決定した。
- H13.12.5 韶町税政連 新宿・四谷税政連ならびに上秀夫後援会主催による上秀夫政策報告会に勝村会長が出席した。
- H13.12.18 韶町税政連 幹事会 緊急幹事会（書面審議）により臨時総会の議案書が承認された
- H14.1.25 韶町税政連 幹事会 オルグランドパレス 臨時総会次第が原案どうり承認された。
- H14.1.25 韶町税政連 臨時総会 オルグランドパレス 臨時総会が開催され税理士法改正に伴う韶町税政連の規約の一部改正案が承認された。

事務報告（韶町税政連）

H13.10.24 第一ブロック内単位税政連主催による改正税理士法合同研修会費用の支払をした。

H13.12.26 臨時総会議案および招集通知を東京税政連に郵送した。

H14.1.16 東京税理士政治連盟に平成13年度会費を振込した。

麹町税理士政治連盟の規約の一部改正案が臨時総会で承認可決

【改正の趣旨】

1. 単位税政連の目的に関する規定の整備を行う。
2. 単位税政連の会員は「税理士」であり、改正税理士法（平成14年4月1日施行）に基づいて設立される「税理士法人」は含まないことを明確にする。
3. 条名の整備を行う。

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p><u>第3条 本連盟は、税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、その社会的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第5条 本連盟の組織は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本連盟は、<u>次のいずれかに該当する税理士のうち本連盟の目的及び事業に賛同する者を会員として組織する。</u> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>東京税理士会麹町支部の区域内に税理士事務所を有する税理士</u> ロ <u>東京税理士会麹町支部の区域内に事務所を有する税理士法人の当該事務所に所属する社員である税理士</u> ハ <u>東京税理士会麹町支部の区域内に事務所を有する税理士又は税理士法人の当該事務所に補助者として常時業務に従事する税理士</u> 2. 本連盟の<u>区域内に住所を有する税理士(前号の対象となる者を除く。)</u>、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員となることができる。 3. 本連盟は<u>区域内に支部(及び部会)を設ける</u>ことができる。 <p><以下、現行の第19条の1から第31条までの条名について、枝番の条名を通し番号に変更し、これに伴う条名の繰り下げを行う。></p> <p><第20条から第33条までは条名の整備を行う。></p> <p><附則を新設した。></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規約の改正は、平成14年1月25日から施行する。 2. 前項の規定にかかわらず、第5条第1号の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。 	<p>(目的)</p> <p><u>第3条 本連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第5条 本連盟の組織は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本連盟は東京税理士会麹町支部の地域内に事務所を有する税理士のうち本連盟の目的及び事業に賛同する者を会員として組織する。 <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>2. 本連盟の地域内に住所を有する税理士、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員となることができる。</p> <p>3. 本連盟は地域内に支部(及び部会)を設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><新 設></p>